

令和6年10月1日

公 告

防衛省陸上自衛隊今津駐屯地
業務隊長 齋藤 正 通
(公 印 省 略)

防衛省陸上自衛隊今津駐屯地における展示即売店の出店業者の募集について

防衛省陸上自衛隊今津駐屯地において展示即売店の設置及び経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は、同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 応募業種

物品販売（食品・スポーツ用品・自衛隊用品等）

3 使用施設の所在地及び使用面積等

(1) 所在地

高島市今津町今津平郷国有地 防衛省陸上自衛隊今津駐屯地

(2) 使用面積等

厚生センター内及び出入り口周辺

基準1区画2㎡。最大12㎡使用可能

(3) その他

ア 施設使用については、国有財産法に基づく行政財産使用許可による。

イ 細部については、展示即売店開設時に担当者が指示する。

4 使用許可期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5 募集要領の配布及び説明会

(1) 募集要領の配布

ア 期間

令和6年10月1日（火）午前9時から同年10月15日（火）午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

イ 場所

陸上自衛隊今津駐屯地厚生センター内厚生班事務室

又は、中部方面会計隊ホームページ公募から印刷

(2) 説明会

ア 日時

令和6年10月29日（火）午後2時から

イ 場所

今津駐屯地厚生センター内談話室

ウ 携行品

募集要領、仕様書、印鑑（シャチハタ不可）、筆記具

エ 注意事項

(ア) 本説明会に出席されない業者の方は、公募に参加できません（令和6年度出店業者は除く。）。

(イ) 説明会に参加を希望される業者の方は、令和6年10月24日（木）午後4時までに、①会社等の名称・住所、②出席者氏名、③連絡先・電話番号を今津駐屯地業務隊厚生科までご連絡下さい。

(ウ) 会場準備の都合上、参加者は1業者2名以内でお願いします。

6 その他

(1) 細部については、募集要領による。

(2) 担当者連絡先

高島市今津町今津平郷国有地

陸上自衛隊今津駐屯地業務隊厚生科

電話 0740(22)2581（内線339・FAX385） 中居まで

「陸上自衛隊今津駐屯地における展示 即売店の設置及び経営」

(募 集 要 領)

募集要領

1 概 要

滋賀県高島市今津町今津平郷国有地に所在する陸上自衛隊今津駐屯地において職員及び来隊者等の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

滋賀県高島市今津町今津平郷国有地

陸上自衛隊今津駐屯地 厚生センター内ホール及び出入口周辺地域

4 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年6月30日号外法律第73号第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置場所及び設置業種

ア 設置場所

(ア) 厚生センター内ホール

基準1区画2㎡。最大12㎡使用可能

(イ) 厚生センター出入り口周辺

基準1区画2㎡。最大12㎡使用可能

イ 設置業種

物品販売（食品・スポーツ用品・日用品・自衛隊用品等）に限る。

なお、展店舗位置については、展示即売店の開設の都度、担当者が指示する。

(3) その他

詳細は、別添仕様書（その1）及び仕様書（その2）のとおり

5 応募手続き等

(1) 説明会

ア 日時

令和6年10月29日（火）午後2時から

イ 場所

今津駐屯地厚生センター内談話室

ウ 携行品

募集要領、仕様書、印鑑（シャチハタ不可）、筆記具

エ 注意事項

(ア) 本説明会に出席されない業者の方は、公募に参加できません（ただし、令和6年度出店業者は除く。）。

(イ) 説明会に参加を希望される業者の方は、令和6年10月24日（木）午後4時までに、①会社等の名称・住所、②出席者氏名、③連絡先・電話番号を今津駐屯地業務隊厚生科までご連絡下さい。

(2) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に提出期限までに提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書1部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書1部（別紙様式第2）

※以下の事項について、必ず記載すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）

b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

c 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

d 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴（行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載）

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

f 防衛省における営業方針

g 会社概要

h 出店希望日及び場所等（別紙様式第4）

- i 販売のため持込む使用機器申請書（別紙様式第5）
- j その他のアピールポイント
- (ウ) 企画提案書附属書類1部
 - 販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）
- (エ) その他関係書類1部
 - 公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）
 - a 業務確約書（別紙様式第6）
 - b 利用計画表（別紙様式第7）
 - c 戸籍抄本
 - (a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (b) 発行後3か月以内のもの
 - d 営業経歴書
 - 会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。これらの内容が記載されたパンフレット等でも可
 - e 財務諸表
 - (a) 個人
 - 直近の（申請日直前1年以内に納税署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
 - (b) 法人
 - 直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
 - f 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
 - （個人：その3の2、法人：その3の3）
 - g 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - h 印鑑証明書
 - 発行後3か月以内のもの
 - i 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）
 - j 誓約書（別紙様式第8-1）
 - k 役員名簿（別紙様式第8-2）

注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り「資格決定通知書」の写しをc、d、e、及びfに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

陸上自衛隊今津駐屯地業務隊厚生科 中居 宛

住所 滋賀県高島市今津町今津平郷国有地

電話 0740(22)2581 内線339・FAX385

ウ 提出期限

令和6年11月22日（金）必着（持参の場合は17時まで）

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。なお、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

8 選考結果

令和6年12月中旬（予定） 電話又は書面にて通知する。

9 業者決定後の提出書類

展示即売会の設置及び経営の業者として決定された者は、次のとおり、提出書類を提出先に提出期限までに提出すること。

ア 提出書類

国有財産使用許可申請書（別途通知）

国有財産使用許可申請書については利用計画表を添付（別紙様式第7）

イ 提出先

請書等の提出に同じ。

ウ 提出期限

別途通知

仕 様 書 (その1)

1 業務件名

陸上自衛隊今津駐屯地地区における展示即売店の設置及び経営

2 業務内容

展示即売店の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊今津駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書及び仕様書（その2）の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1平方メートルあたりの国有財産使用料は、以下のとおりとする。

厚生センター内ホール 日額 約16.5円/㎡（消費税別）

厚生センター出入口周辺 日額 約0.5円/㎡（消費税別）

※上の使用料はあくまでも現時点のものであり、変更される場合があるのであらかじめ了承されたい。

なお、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、乙が算定した本業務に要する光熱水料（電気、上下水道、ガス）を負担しなければならない。また、毎月乙の指定した日時及び場所に光熱水料を持参して支払うものとし、指定した日時に納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

8 業務期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定する日とする。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関する事など、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前までに甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間又は延期期間に相当する国有財産使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (6) 丙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない
- (7) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (8) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (9) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (10) 丙は、使用日においては設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (11) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (12) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (13) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示に従わなければならない。
- (14) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (15) 丙は、本仕様書、仕様書（その2）に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、申請書を受け付けない場合がある。
- (16) 丙は、説明会での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、申請書を受け付けない場合がある。

(17) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

18 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり。

仕 様 書 (その2)

1 募集業種

展示即売店における物品販売

(食品・スポーツ用品・銃剣防具・自衛隊用品等)

2 設置場所

厚生センター内ホール及び出入り口周辺

(基準1区画2㎡、最大12㎡使用可能)

※店舗位置については、展示即売店を開設の都度、担当者が指示する。

3 国有財産使用料等

厚生センター内ホール 日額 約16.5円/㎡ (消費税別)

厚生センター出入り口周辺 日額 約0.5円/㎡ (消費税別)

※上の使用料はあくまでも現時点のものであり、変更される場合があるのであらかじめ了承されたい。なお、光熱水料は別途徴収する。

4 営業日、営業時間

(1) 営業日

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間のうち協議して決定する日とする。

(2) 営業時間

原則として、1000～1800までの間とし、それ以外は別途協議とする。

5 その他の営業条件

国の行事、緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。

なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。

また、既に納付した国有財産使用料等は返金及び減額は一切しないものとする。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊今津駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

滋賀県高島市今津町今津平郷国有地に所在する自衛隊今津駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企 画 提 案 書

会社名：

ア 主な販売予定商品・販売価格表 (別紙様式第3)
イ 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置(200字以内)
ウ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法(200字以内)
エ 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴(200字以内)
オ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 (200字以内)

カ 防衛省における営業方針（200字以内）
キ 会社概要 （1）本社所在地 （2）設立年月日 （3）資本金 （4）社員数 （5）店舗数 （6）売上高
ク 出店希望日及び場所等 （別紙様式第4）
ケ 販売のため持込む使用機器申請書 （別紙様式第5）
コ その他のアピールポイント（200字以内）

企画提案書

会社名：〇〇〇〇株式会社

ア 主な販売予定商品・販売価格表
(別紙様式第3)

イ 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置(200字以内)
従業員の身元管理については、採用時に提出させている履歴書及び面接により適格者を人選しています。
健康管理については、年1回の健康診断により健康状態の把握に努めています。
展示即売時の人員配置については、対面販売に適した人材を2名～3名配置したいと考えています。

ウ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法(200字以内)
当社の規定に基づき、省エネ運転や過剰包装の廃止等により省エネや環境対策を実施しています。
ゴミ・廃棄物の処分については、全て当社に持ち帰り、分別して処分します。

エ 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴(200字以内)
従業員の健康状態を把握し、感染症等の疑いがあるものは、業務に従事させません。
また、利用後は会場及び周辺の清掃を行います。

(食品取扱業者等の場合)
過去3年間において、行政処分等は受けておりません。

オ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法(200字以内)
クレーム・要望があった場合は、真摯に出来るだけ早く対応し、場合によっては本社等に連絡します。
事故やトラブルが発生した場合した場合においても、速やかに対応するとともに、厚生科に連絡します。

出店要望日及び場所

(*使用する日程・場所を記入)

場所：厚生センター内ホールもしくは厚生センター出入口周辺

◎展示即売品目：

希望順位	出店希望日	場所・希望面積
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		
第6希望		
第7希望		
第8希望		
第9希望		
第10希望		
第11希望		
第12希望		
第13希望		
第14希望		

出店要望日及び場所

(*使用する日程・場所を記入)

場所：厚生センター内ホールもしくは厚生センター出入口周辺

◎展示即売品目：食品・自衛隊用品・スポーツ用品・ゴルフ用品・銃剣道防具等

希望順位	出店希望日	場所・希望面積
第1希望	令和7年4月10日○曜日	厚生センター内・2㎡
第2希望	令和7年8月5日○曜日	厚生センター外・10㎡
第3希望	令和7年11月15日○曜日	厚生センター外・10㎡
第4希望	令和8年2月20日○曜日	厚生センター内・4㎡
第5希望		
第6希望		
第7希望		
第8希望		
第9希望		
第10希望		
第11希望		
第12希望		
第13希望		
第14希望		

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊今津駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊今津駐屯地における展示即売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、
仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

利用計画表

業者名：_____

月	日	使用日数	月	日	使用日数
4月	1日～10日		10月	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～30日			21日～31日	
5月	1日～10日		11月	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～31日			21日～30日	
6月	1日～10日		12月	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～30日			21日～31日	
7月	1日～10日		1月	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～31日			21日～31日	
8月	1日～10日		2月	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～31日			21日～28日	
9月	1日～10日		3月	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～30日			21日～31日	

利 用 計 画 表

業者名：(株) ○○商店 _____

月	日	使用日数	月	日	使用日数
4月	1日～10日		10月	1日～10日	
	11日～20日	1日		11日～20日	
	21日～30日			21日～31日	1日
5月	1日～10日		11月	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～31日			21日～30日	
6月	1日～10日	1日	12月	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～30日			21日～31日	
7月	1日～10日	2日	1月	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～31日			21日～31日	
8月	1日～10日		2月	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	1日
	21日～31日			21日～28日	
9月	1日～10日		3月	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～30日			21日～31日	

誓 約 書

私
当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貴組合との契約に基づき使用する国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国又は防衛省共済組合今津支部が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方としての不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第 8 - 2 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

陸上自衛隊今津駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

